

# 公庫融資住宅工事仕様書

## <耐久性・バリアフリー・省エネルギー技術基準対応>

### 【ご利用にあたっての留意事項】

- この仕様において、※印の付された項目事項は、公庫が定める<耐久性・バリアフリー・省エネルギー>の技術基準に対応する仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の承認を受ける必要があります。その他、特記して採用する事項については、○印で表示するか、あらたに書き加えてください。
- 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用することをお奨めします。
- この仕様書は、申請書及び通知書のそれぞれに添付してください。
- この仕様書の内容は、制度改正等により年度途中で変更となる場合がありますのでご了承ください。

監修： 沖縄振興開発金融公庫  
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

工事名称		工事場所	
代表となる設計者	建築士 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号	作成した設計者	建築士 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	氏名 (印)		氏名 (印)
	名称		名称
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号		( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号
	〒 ( - )		〒 ( - )
所在地	所在地		
電話番号 ( - - )	電話番号 ( - - )		



### 3. 内部仕上表(その1:床~腰)

室名	床	巾木	腰
玄関			
居室	居間		
	和室(1)		
	和室(2)		
	子供部屋(1)		
	子供部屋(2)		
	高齢者寝室		
台所			
便所(1)			
便所(2)			
浴室(1)			
浴室(2)			
洗面所			
脱衣室			
廊下			
階段			
押入			

(注) 1. 塗装仕上はそれぞれの欄に記入すること。

2. 備考欄には設計に含まれているもの(造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など)を記入すること。

### 3. 内部仕上表(その2 : 壁～備考)

室名	壁	天井	備考
玄関			
居室	居間		
	和室(1)		
	和室(2)		
	子供部屋(1)		
	子供部屋(2)		
	高齢者寝室		
台所			
便所(1)			
便所(2)			
浴室(1)			
浴室(2)			
洗面所			
脱衣室			
廊下			
階段			
押入			

(注) 1. 塗装仕上はそれぞれの欄に記入すること。

2. 備考欄には設計に含まれているもの(造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、シャワー、大小便器、手洗器、洗面器など)を記入すること。

## 〔Ⅱ〕 公庫融資住宅工事仕様

### 1. 共通事項

<p>1.1 一般事項</p> <p>1.2 断熱構造</p>	<p>1. 公庫融資住宅の全てに共通する工事の仕様はこの項による。</p> <p style="text-align: center;">【基準 I・2・(7)】</p> <p>※ 住宅は、下記に示す「断熱構造」とすること。</p> <p>■ ・断熱材を「屋根又は天井」に充填する場合</p> <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">断熱材の種類</td> <td style="padding: 2px;">A-1</td> <td style="padding: 2px;">A-2</td> <td style="padding: 2px;">B</td> <td style="padding: 2px;">C</td> <td style="padding: 2px;">D</td> <td style="padding: 2px;">E</td> <td style="padding: 2px;">F</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">断熱材の厚さ</td> <td style="padding: 2px;">30</td> <td style="padding: 2px;">25</td> <td style="padding: 2px;">25</td> <td style="padding: 2px;">20</td> <td style="padding: 2px;">20</td> <td style="padding: 2px;">15</td> <td style="padding: 2px;">15</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">採用</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p>■ ・住宅の熱貫流率による場合</p> <p>■ ・RC造等の住宅「1.41」以下      ■ ・左記以外の住宅「1.39」以下</p> <p>■ ・住宅の熱抵抗による場合</p> <p>■ ・RC造等の住宅「0.5」以上      ■ ・左記以外の住宅「0.5」以上</p>	断熱材の種類	A-1	A-2	B	C	D	E	F	断熱材の厚さ	30	25	25	20	20	15	15	採用							
断熱材の種類	A-1	A-2	B	C	D	E	F																		
断熱材の厚さ	30	25	25	20	20	15	15																		
採用																									

記号別の断熱材の種類 (JIS A 9521:2014改正前に基づく場合) (λ: 熱伝導率 [W/(m・K)])

区分	採用	熱伝導率 λ	断熱材の種類	区分	採用	熱伝導率 λ	断熱材の種類
A-1		0.052	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹込み用グラスウールGW-1、GW-2(施工密度13K、18K)</li> <li>・シーリングホート® (9mm)</li> <li>・A級インシュレーションホート® (9mm)</li> <li>・タタホート® (15mm)</li> </ul>	C		0.040	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種ホリエチレンフォーム保温板2種</li> <li>・吹込み用セルローズファイバー®-25K、45K、55K</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種1号、3種1号、3種2号</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3</li> <li>・吹込み用ロックウール65k相当</li> </ul>
		0.051				0.035	
		0.050				0.046	
A-2		0.050	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール10K相当</li> <li>・吹込み用ロックウール25K相当</li> </ul>	D		0.034	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種ビーズ®法ホリステレンフォーム保温板特号</li> <li>・A種押出法ホリステレンフォーム保温板2種</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種2号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板1種</li> <li>・A種ホリエチレンフォーム保温板3種</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1、A種2</li> <li>・高性能グラスウール40K相当、48K相当</li> </ul>
0.045	0.029						
0.041	0.028						
B		0.045	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール16K相当、20K相当</li> <li>・A種ビーズ®法ホリステレンフォーム保温板4号</li> <li>・A種ホリエチレンフォーム保温板1種1号、2号</li> </ul>	E		0.028	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種押出法ホリステレンフォーム保温板3種</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号、2号、3号、4号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種3号</li> </ul>
0.041	0.023						
0.040	0.022						
C		0.040	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール24K相当、32K相当</li> <li>・高性能グラスウール16K、24K、32k相当</li> <li>・吹込み用グラスウール30K、35k相当</li> <li>・住宅用ロックウール(マット、フェルト、ボード)</li> <li>・A種ビーズ®法ホリステレンフォーム保温板1～3号</li> <li>・A種押出法ホリステレンフォーム保温板1種</li> </ul>	F		0.022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種フェノールフォーム保温板1種1号、2号</li> </ul>
		0.035					
		0.035					

(JIS A 9521:2014改正後に基づく場合) (λ: 熱伝導率 [W/(m・K)])

区分	採用	熱伝導率 λ	断熱材の種類	区分	採用	熱伝導率 λ	断熱材の種類
A-1		0.052	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹込み用グラスウール13K相当、18K相当</li> <li>・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード)、建材畳床(Ⅲ形)</li> </ul>	D		0.034	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材80K(80-33)、96K(96-33)</li> <li>・高性能グラスウール断熱材20K(HG20-34、24K(HG24-34、HG24-33)、28K(HG28-34、HG28-33)、32K(HG32-34、HG32-33)、36K(HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31)、38K(HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31)、40K(HG40-34、HG40-33、HG40-32)、48K(HG48-33、HG48-32、HG48-31)</li> </ul>
		0.051				0.029	
A-2		0.050	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材10K(10-50、10-49、10-48、高性能グラスウール断熱材10K(HG10-47、HG10-46)、吹込み用ロックウール25K相当、建材畳床(K、N形)</li> </ul>	E		0.028	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロックウール断熱材(HC)、ビーズ法ポリステレンフォーム断熱材1号</li> <li>・押出法ポリステレンフォーム断熱材2種(b(A、B、C))</li> <li>・フェノールフォーム断熱材2種2号(AⅠ、AⅡ)、硬質ウレタンフォーム断熱材1種1号</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1</li> </ul>
0.046	0.023						
0.045	0.023						
B		0.045	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材12K(12-45、12-44)、16K(16-45、16-44)、20K(20-42、20-41)</li> <li>・高性能グラスウール断熱材10K(HG10-44、HG10-43)、12K(HG12-43、HG12-42、HG12-41)</li> <li>・ロックウール断熱材(LA、LB、LC)、ビーズ法ポリステレンフォーム断熱材4号</li> </ul>	F		0.028	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押出法ホリステレンフォーム断熱材3種a(A、B、C)、b(A、B、C)</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材1種2号、3号</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号A</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号A、B</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種3号、4号</li> <li>・フェノールフォーム断熱材2種3号(AⅠ、AⅡ)</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1H</li> </ul>
		0.041				0.022	
C		0.040	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材20K(20-40)、24K(24-38)、32K(32-36)、40K(40-38)</li> <li>・高性能グラスウール断熱材14K(HG14-38、HG14-37)、16K(HG16-38、HG16-37、HG16-36)、20K(HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35)、24K(HG24-36、HG24-35)、28K(HG28-35)、32K(HG32-35)</li> <li>・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット)</li> <li>・吸いこみ用グラスウール30K相当、35K相当</li> <li>・ロックウール断熱材(LD、MA、MB、MC、HA、HB)</li> <li>・ビーズ法ポリステレンフォーム断熱材2号、3号</li> <li>・押出法ポリステレンフォーム断熱材1種(b(A、B、C))</li> <li>・吹込み用セルローズファイバー25K相当、45K相当、55K相当</li> <li>・フェノールフォーム断熱材2種1号(AⅠ、AⅡ)、3種1号(AⅠ、AⅡ)</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3</li> <li>・吸込み用ロックウール65k相当</li> </ul>	F		0.022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押出法ホリステレンフォーム断熱材3種(a((D)、b(D)))</li> <li>・フェノールフォーム断熱材1種1号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)2号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)3号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号B、C、D、E</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号C、D、E、F</li> </ul>
		0.035					
		0.035					
		0.035					
		0.035					
		0.035					
		0.035					

1.3 換気設備の設置	【基準Ⅰ・2(8)】 ※ 浴室、便所等に換気設備を設けること。【基準Ⅰ・2(8)】
1.4 配管設備の点検	【基準Ⅰ・2(9)】 ※ 炊事室に設置される給水、排水管には、点検のための点検口等を設けること。
1.5 区画	【基準Ⅰ・2(10)】 ※ ① 住宅等以外の部分との区画 ※ ② 住宅等相互間の区画 ※ ③ 主務大臣承認準耐火構造※の住宅の区画 ※ ④ 開口部の防火戸 ※ ⑤ 併用住宅の壁・建具等による区画 ※ ⑥ 地上階数2以下の共同住宅及び重ね建て住宅の区画
1.6 共同住宅の天井高	【基準Ⅰ・2(11)】 ※ 住戸の居住室の天井の高さは、 <b>2.4m以上</b> であること。
1.7 床の遮音構造	【基準Ⅰ・2(12)】 ※ 住戸の居住室の上にある床と他の住戸、又は住戸以外の部分の床で住戸との間のものの床口 ■ ・自ら居住するために住宅を建設又は購入する場合は <b>17cm以上</b> ■ ・上記以外の場合は <b>15cm以上</b>
1.8 バルコニー	【基準Ⅰ・2(13)】 ※ 共同住宅の用途に供する建築物の住戸には、バルコニーを設けること。 〔適用除外〕 ■ ・専用庭を利用できる住戸 ■ ・サンルーム若しくはこれに類する部分を有する住戸 ■ ・敷地の形状、近隣に対する配慮等による住戸
1.9 耐久性	【基準Ⅰ・2(14)】 ※ ① 地面から外回りの基礎の上端までの高さが <b>40cm以上</b> であること。 ※ ② 土台は、ひのき等耐久性を有するもの又はこれらの樹種を用いた集成材等、柱を有する構造のものにあつては、柱と同じ寸法以上のもの及び構造用製材の日本農林規格等に規定する保存処理性能区分K3以上の防腐・防蟻処理又は同等の処理を施したもの ※ ③ 土台に接する外壁下端には水切りを設置すること。
1.10 団体貸付に係る併存部分の用途	【基準Ⅰ・3(1)】 ※ 店舗等が併存するものにあつては、その用途が住宅又は周囲の居住者に風教上、安全上及び衛生上又は生活環境を維持する上で悪影響を及ぼすものでないこと。
1.11 空地の確保	【基準Ⅰ・3(2)】 ※ 戸数50以上の団地には、100分の3以上の空地(公園、緑地等。)を設けること。 〔適用除外〕 ■ ・団地に接し相当規模の公開された空地がある場合

## 2. 耐久性基準

2.1.1 一般事項	1. 公庫融資住宅の耐久性基準に適合する住宅の仕様はこの項による。
2.1.2 共通基準	【基準Ⅱ・1】 2. 住宅は、下記のいずれかに該当するものとする。 ※ ■ ・主要構造部を耐火構造とした住宅であること。 ■ ・準耐火構造の住宅であること。 ※ ■ ・次項(2.2 在来木造の住宅)以下の住宅の構造の種類に応じて、それぞれに定められた基準に適合する住宅であること。
<b>2.2 在来木造の住宅【基準Ⅱ・2】</b>	
2.2.1 柱の小径	【基準Ⅱ・2(1)】 ※ ① すみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、 <b>12cm以上</b> であること。 ※ ② 階数が2以上の住宅における通し柱であるすみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cm以上とすること。 〔適用除外：次のイ～ハのいずれかの場合、 <b>12cm以上</b> 〕 ■ イ すぎその他の構造用製材のJASに規定する耐久性区分D <sub>1</sub> の樹種に区分される製材又はこれらの樹種により構成される集成材等を使用するもの ■ ロ 有効な防腐措置を講じた木材を使用するもの ■ ハ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する構造であること。 ■ (イ)すみ柱が直接外気に接する構造で、外壁の中心線から軒の先端までの水平距離が90cm以上 ■ (ロ)すみ柱に接続する外壁が通気層を設ける構造
2.2.2 基礎	【基準Ⅱ・2(2)】 ※ 基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。
2.2.3 小屋裏換気	【基準Ⅱ・2(3)】 ※ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には換気に有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、 <b>300分の1以上</b> とすること。

<p>2.2.4 床下換気 および防湿</p>	<p>【基準Ⅱ・2(4)】</p> <p>※ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以下ごとに、有効面積300cm<sup>2</sup>以上の換気孔を設け、床下の防湿措置は次のイ又はロいずれかに該当するものその他これらに類する材料で覆うこと。</p> <p>イ 厚さ6cm以上のコンクリート</p> <p>ロ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルム</p>
<p>2.2.5 耐久性上支障 のない措置</p>	<p>【基準Ⅱ・2(5)】</p> <p>※ 次のイ～ニまで定めるところにより防腐及び防蟻に有効な措置を講じたものであること。</p> <p>イ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分について、防腐及び防蟻に有効な措置を講じたものであること。</p> <p>※ (イ) 外壁の軸組等のうち、地面からの高さ1m以内の部分</p> <p>※ (ロ) 共同住宅の共用階段、共用廊下又はバルコニーで雨がかりとなるおそれのある部分の軸組等</p> <p>※ ロ 次の(イ)から(ホ)までのいずれかに規定する防腐及び防蟻に有効</p> <p>イ (イ) 構造用製材のJASの耐久性区分D1の樹種に区分される製材又はこれらの樹種により構成される集成材等を使用したもの</p> <p>ロ (ロ) 下地材を除く部分に製材又は集成材等を使用し、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等を使用するとともに、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであるもの</p> <p>ハ (ハ) 柱が直接外気に接する構造であって、当該柱に接続する外壁の中心線から軒の先端までの水平距離が90cm以上であるもの</p> <p>ニ (ニ) 柱に接続する外壁が通気層を設けた構造であるもの</p> <p>ホ (ホ) 製材又は集成材等でその小径が12cm以上のものを使用したもの</p> <p>※ ハ 基礎の内周部の地盤を、鉄筋コンクリート造のべた基礎により若しくは基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートにより覆うこと又は基礎の内周部及びびつか石の周囲の地盤について、防蟻上有効な土壌処理を講じたものとする。</p> <p>※ ニ 浴室及び脱衣室の壁の軸組等(室内側に露出した部分を含む。)及び床組(1階の浴室回りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて鉄筋により補強した腰壁又は鉄筋コンクリート造による腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上2階以上の階に存する場合にあっては下地材を含む。)並びに浴室の天井は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>イ (イ) 防水上有効な仕上げが施されているもの</p> <p>ロ (ロ) 浴室の軸組等、床組及び天井にあっては、当該浴室を浴室ユニットとしたものであるもの</p>
<p>2.3 枠組壁工法の住宅【基準Ⅱ・3】</p>	
<p>2.3.1 外壁下地材料</p>	<p>【基準Ⅱ・3(1)】</p> <p>※ 外壁の下地材料は、次のイ～ホのいずれかであること。</p> <p>イ 構造用合板のJASに規定する特類のうち、厚さ9mm以上のもの</p> <p>ロ 構造用パネルのJASに規定する一級、二級、三級又は四級のもの</p> <p>ハ JISに規定するパーティクルボードで厚さ15mm以上のもの</p> <p>ニ JISに規定する硬質木片セメント板で厚さ18mm以上のもの</p> <p>ホ 外壁に通気層を設ける構造の場合、国土交通省告示に適合するもの</p>
<p>2.3.2 その他</p>	<p>【基準Ⅱ・3(2)】</p> <p>※ 基礎、小屋裏換気、床下換気及び防湿、耐久上支障のない措置については、在来木造の住宅と同じであるので、「2.2 在来木造の住宅」欄を参照する。</p>

2.4 鉄骨造の住宅【基準Ⅱ・4】

2.4.1

構造耐力上主要な部分のうち柱、はり及び筋かいに使用する鋼材

【基準Ⅱ.4(1)】

- ※ ① 最下階の柱脚部
- イ 最小厚さが9mm以上でジンクリッチプライマーを全面に1回以上塗布したもの
  - ロ 最小厚さが9mm以上で、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当するもの
    - (イ) 鉛系のさび止め塗料を2回以上全面に塗布したもの
    - (ロ) 2液形エポキシ樹脂プライマーを1回以上全面に塗布したもの
    - (ハ) JISに規定する厚膜型ジンクリッチペイントを1回以上全面に塗布したもの
    - (ニ) 2液形タールエポキシ樹脂塗料を3回以上全面に塗布したもの
    - (ホ) 次のaからcまでのいずれかに該当するめっき処理を施したもの
      - a 片面付着量が1㎡につき30グラム以上の熔融亜鉛めっき
      - b 両面付着量が1㎡につき60グラム以上の熔融亜鉛めっき
      - c 両面付着量表示記号Z06、Z08、Z10、Z12、Z18、Z20、Z22、Z25、Z27、Z35、Z45、Z60、F06、F08、F10、F12又はF18に該当する熔融亜鉛めっき鋼材
    - ハ 最小厚さが6mm以上で、次の(イ)から(ト)までのいずれかに該当するもの
      - (イ) ロの(ハ)又は(ニ)いずれかに該当するもの
      - (ロ) 鉛系のさび止め塗料を2回以上全面に塗布した上、合成樹脂調合ペイントを2回以上全面に塗布したもの
      - (ハ) 2液形エポキシ樹脂プライマーを1回以上全面に塗布した上、合成樹脂調合ペイントを2回以上全面に塗布したもの
      - (ニ) 2液形エポキシ樹脂プライマーを1回以上全面に塗布した上、2液形エポキシ樹脂エナメルを1回以上全面に塗布したもの
      - (ホ) ジンクリッチプライマーを1回以上全面に塗布した上、2液形エポキシ樹脂塗料2種下塗塗料を1回以上又は2液形タールエポキシ樹脂塗料を2回以上全面に塗布したもの
      - (ヘ) ジンクリッチプライマーを1回以上全面に塗布し、2液形エポキシ樹脂プライマーを1回以上全面に塗布した上、2液形エポキシ樹脂エナメルを1回以上全面に塗布したもの
      - (ト) 次のaからcまでのいずれかに該当するめっき処理を施したもの
        - a 片面付着量1㎡につき60グラム以上の熔融亜鉛めっき
        - b 両面付着量が1㎡につき120グラム以上の熔融亜鉛めっき
        - c 両面付着量表示記号 Z12、Z18、Z20、Z22、Z25、Z27、Z35、Z45、Z60、F12又はF18に該当する熔融亜鉛めっき鋼材
  - ニ 最小厚さが2.3mm以上で、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するもの
    - (イ) ロの(ニ)又はハの(ホ)若しくは(ヘ)のいずれかに該当するもの
    - (ロ) 2液形エポキシ樹脂プライマーを1回以上全面に塗布した上、2液形エポキシ樹脂エナメルを2回以上前面に塗布したもの
    - (ハ) 次のaからcまでのいずれかに該当するめっき処理を施したもの
      - a 片面付着量1㎡につき120グラム以上の熔融亜鉛めっき
      - b 両面付着量が1㎡につき240グラム以上の熔融亜鉛めっき
      - c 両面付着量表示記号 Z25、Z27、Z35、Z45又はZ60に該当する熔融亜鉛めっき鋼材
- ※ ② ①に掲げる部分以外の部分
- イ 最小厚さが9mm以上であるもの又は最小厚さが6mm以上でジンクリッチプライマーを全面に1回
  - ロ 最小厚さが6mm以上で、①のロの(イ)から(ホ)までのいずれかに該当するもの
  - ハ 最小厚さが2.3mm以上で、①のハの(ト)又はニの(イ)若しくは(ロ)のいずれかに該当するもの

2.4.2

構造耐力上主要な部分のうち柱、はり及び筋かい以外に使用する鋼材

【基準Ⅱ.4(2)】

- ※ 次のいずれかに該当すること。
- ① 最少厚さが9mm以上であるもの又は鉛系のさび止め塗料を2回以上全面に塗布したもの
  - ② (1)の①のロの(ロ)から(ホ)までのいずれかに該当するもの
  - ③ ジンクリッチプライマーを1回以上全面に塗布したもの

2.4.3

その他

【基準Ⅱ.4(3)】

- ※ 小屋裏換気、床下換気及び防湿については、在来木造の住宅と同じであるので、「2.2 在来木造の住宅」欄を参照する。



2.5 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅【基準Ⅱ・5】

2.5.1 セメントの種類

【基準Ⅱ.5(1)】

- ※ セメントは、次のいずれかであること
- 普通ポルトランドセメント
- 中庸熱ポルトランドセメント
- 低熱ポルトランドセメント
- フライアッシュセメント
- 高炉セメント

2.5.2 かぶり厚さ・水セメント比

【基準Ⅱ.5(2)】

- ※ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚は、次のいずれかであること
- 水セメント比55%以下及び中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合

		(い)		(ろ1)	
		部 位		最小かぶり厚さ	
				水セメント比	
				55%以下	
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内		2 cm	
		屋 外		3 cm	
	耐力壁、柱、はり	屋 内		3 cm	
		屋 外		4 cm	
直接土に接する部分	壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり		4 cm		
	基礎（立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く）		6 cm		

- 水セメント比60%以下の場合

		(い)		(ろ2)	
		部 位		最小かぶり厚さ	
				水セメント比	
				60%以下	
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内		3 cm	
		屋 外		4 cm	
	耐力壁、柱、はり	屋 内		4 cm	
		屋 外		5 cm	
直接土に接する部分	壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり		5 cm		
	基礎（立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く）		7 cm		

- 外壁の屋外に面する部位に、次に掲げるものによる仕上げの場合は、上記のセメントを使用(ろ1)及び(ろ2)欄の最小かぶり厚さを1cm減じることができる。
- タイル貼り ■ モルタル塗り ■ 外断熱工法による仕上げ
- その他同等以上の仕上げ〔 〕

2.5.3 コンクリートの品質

【基準Ⅱ.5(3)】

- ※ コンクリートの品質等は、次のいずれかであること。
- コンクリート強度が33N/mm<sup>2</sup>未満の場合にあつてはスランプ18cm以下
- コンクリート強度が33N/mm<sup>2</sup>以上の場合にあつては21cm以下
- 上記と同等の材料分離抵抗が認められるもの。
- ※ コンクリート中の単位水量が185kg/m<sup>3</sup>以下

2.6 丸太組構法の住宅【基準Ⅱ・6】

2.6.1 軒の出

【基準Ⅱ.6(1)】

- ※ 軒の出は、外壁の中心線から軒の先端までの水平距離を60cm以上とし、かつ、耐力壁の突出部分の先端から軒の先端までの水平距離を25cm以上とすること。

2.6.2 その他

【基準Ⅱ.6(2)】

- ※ 基礎、小屋裏換気、床下換気及び防湿、耐久上支障のない措置については、在来木造の住宅と同じであるので、「2.2 在来木造の住宅」欄を参照する。

2.7 補強コンクリートブロック造の住宅【基準Ⅱ・7】

2.7.1  
セメントの  
種類

【基準Ⅱ.7(1)】

- ※ 充填材のコンクリート及び目地モルタル用いるセメント
- 普通ポルトランドセメント
  - フライアッシュセメント
  - 高炉セメント

2.7.2  
かぶり厚さ・水セ  
メント比

【基準Ⅱ.7(2)】

- ※ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚は、次のいずれかであること。
- 水セメント比55%以下である場合

(い)	(ろ)
部位	最小有効かぶり厚さ
	(イ)
屋内側の部分	2cm
屋外側の部分	3cm

- 水セメント比60%以下である場合

(い)	(ろ)
部位	最小有効かぶり厚さ
	(イ)
屋内側の部分	3cm
屋外側の部分	4cm

- 外壁の屋外及び屋根の屋外に面する部位に、次に掲げるものによる仕上げの場合は、上記の(イ)及び(ロ)欄の最小かぶり厚さを1cm減じることができる。

- タイル貼り ■ モルタル塗り ■ 外断熱工法による仕上げ
- その他同等以上の仕上げ〔 〕

・ 有効かぶり厚さは、目地部分にあっては(式1)により、それ以外の部分にあっては(式2)により算出し、いずれか小さい値とすること。

■ (式1)  $D_j / 2 + D_e$

■ (式2)  $(F_u / 21) D_f / 2 + D_e$

これらの式において、 $D_j$ 、 $D_e$ 、 $F_u$ 、 $D_f$  は次の数値を表すものとする。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><math>D_j</math> : 目地厚さ (単位 cm)</li> <li><math>D_e</math> : 充填材として用いるコンクリート等の最小かぶり厚さ (単位 cm)</li> <li><math>F_u</math> : フェイスシールの圧縮強さ (単位 <math>N/mm^2</math>)</li> <li><math>D_f</math> : フェイスシールの最小厚さ (単位 cm)</li> </ul> | ただし、 $D_e$ は2cm以上とする。 |
|---|-----------------------|

2.7.3  
コンクリートブ  
ロック及び目地モ  
ルタルの品質

【基準Ⅱ.7(3)】

- ※ コンクリートブロックの圧縮強さが、 $16N/mm^2$ 以上であること。
- ※ 目地モルタルの水セメント比が、55%以下であること。

2.7.4  
雨水の浸透対策

【基準Ⅱ.7(4)】

- ※ 外壁の屋外側の部分に、次の①から②までに掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

- ① ■ タイル貼り ■ モルタル塗り ■ 外断熱工法による仕上げ
- その他同等以上の仕上げ〔 〕
- ② ■ 防水形外装薄塗材E ■ 複層仕上塗材 ■ 外装厚塗材E
- 外壁用塗膜防水材 ■ その他〔 〕

2.7.5  
臥 梁

【基準Ⅱ.7(5)】

- ※ 臥梁が鉄筋コンクリート造等の住宅の基準に適合していること。

### 3. 長寿社会対応住宅基準

3.1 バリアフリータイプ【基準Ⅲ・1】	
住宅内のバリアフリー構造	<p>【基準Ⅲ・1】</p> <p>※ 公庫融資住宅の長寿社会対応住宅基準〔バリアフリータイプ〕に適合する住宅の仕様はこの項による。</p>
3.1.1 床の構造	<p>【基準Ⅲ・1(1)①】</p> <p>※ ① 住宅内の床のうち高齢者等（将来高齢者等の寝室として使用する予定の居室を含む。）の寝室のある階すべての居室（食事室が同一階にない場合は食事室（2以上ある場合は高齢者等が主に使用するものに限ることができる。）を含む。以下同じ。）、便所、浴室（出入口の部分を除く。）、洗面所及び脱衣室（2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。以下同じ。）、玄関（土間の部分を除く。）、高齢者等の寝室のある階が1階以外の階に存する場合の当該階のバルコニー（出入口の部分を除く。）の各部分の床及び当該各号に掲げる部分相互間をつなぐ廊下の部分は、段差のない構造（5mm以内の段差が生じるものを含む。）とすること。</p> <p>※ ①-①' 居室の部分の床のうち次のイ～ホに掲げる全てに適合するものその他の部分の床との間には、<b>300mm以上450mm以下</b>の段差を設けることができるものとする。</p> <p>イ 介護用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。</p> <p>ロ 面積が<b>3㎡以上9㎡</b>（当該居室の面積が<b>18㎡以下</b>の場合にあつては、当該面積1/2）未満であること。</p> <p>ハ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の<b>1/2未満</b>であること。</p> <p>ニ 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の幅を含む。）が<b>1,500mm以上</b>であること。</p> <p>ホ その他の部分の床より高い位置にあること。</p>
3.1.2 廊下の幅	<p>【基準Ⅲ・1(1)②】</p> <p>※ 廊下の幅は、内法で、<b>78cm</b>（柱の存する部分にあつては、<b>75cm</b>）以上であること。</p>
3.1.3 居室の出入口	<p>【基準Ⅲ・1(1)③】</p> <p>※ ・居室の出入口は、内法で、<b>75cm以上</b></p> <p>※ ・浴室の出入口は、内法で、<b>60cm以上</b></p>
3.1.4 浴室	<p>【基準Ⅲ・1(1)④】</p> <p>浴室の短辺は内法で<b>130cm</b>（1戸建ての住宅以外の住宅の浴室にあつては、120cm）以上とし、その有効面積は<b>2.0㎡</b>（1戸建ての住宅以外の住宅の浴室にあつては、1.8㎡）以上であること。</p>
3.1.5 住宅の階段	<p>【基準Ⅲ・1(1)⑤】</p> <p>※ 住宅内の階段はつぎによるものとする。</p> <p>■ ・住宅内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。  <math>T \geq 19.5\text{cm}</math>      <math>R / T \leq 22/21\text{cm}</math>      <math>55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}</math>  （T:踏面の寸法      R:けあげの寸法）</p> <p>■ ・90度屈曲部分が<b>下階の床</b>から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分</p> <p>■ ・90度屈曲部分が<b>踊場</b>から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分</p> <p>■ ・<b>180度</b>屈曲部分が<b>4段</b>で構成され、その踏面の狭い方の形状が、下から60度、30度及び60度の順となる回り階段の部分</p> <p>■ ・ホームエレベーターの設置  〔機種〕：  &lt;回り階段の寸法の計測は、踏面の狭い方の端から<b>30cm</b>の位置において行う。&gt;</p>
3.1.6 手すり	<p>【基準Ⅲ・1(1)⑥】</p> <p>※ 浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。</p> <p>■ ・ホームエレベーター設置の場合、階段は上記によらないことができる。  〔機種〕：</p>
3.1.7 部屋の配置	<p>【基準Ⅲ・1(1)⑦】</p> <p>※ 高齢者等の寝室のある階には、便所を設置すること。</p>
共用部分のバリアフリー構造（共同住宅のみ適用）	
3.1.8 共用階段	<p>【基準Ⅲ・1(2)①】</p> <p>■ 共用階段（専ら避難の用に供する共用階段を除く。以下同じ。）は、次の基準に適合すること。  <math>T \geq 24\text{cm}</math>、      <math>55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}</math>  （T:踏面の寸法      R:けあげの寸法）</p> <p>■ ただし、エレベーターが設置されており、住戸の出入口から当該エレベーターの昇降機の出入口に至る経路で階段又は段差が設けられていないものがある場合は、この限りでない。</p>

<p>3.1.9 手すり（共用部分）</p> <p>3.1.10 エレベーター</p>	<p>【基準Ⅲ・1(2)②】</p> <p>※ 共用廊下及び共用階段には、手すりを設けること。 ただし、共用廊下のうち次の部分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ・ 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分、その他やむを得ず手すりを設けることができない部分</li> <li>■ ・ 手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分（エントランスの部分等）</li> </ul> <p>【基準Ⅲ・1(2)③】</p> <p>※ 住戸から建物の出入口に至る少なくとも一つ以上の経路上にあるエレベーター及びエレベーターホールは、次のイからハに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ エレベーターの昇降路の出入口の幅は内法で<b>80cm以上</b>とすること。</li> <li>ロ エレベーターの乗降ロビー（共用廊下等と兼用することができる。）の幅及び奥行きは、それぞれ内法を<b>1.5m以上</b>とすること。</li> <li>ハ 傾斜路 住棟の出入口からエレベーターの昇降路の出入口に至る経路で階段又は段差が設けられたものがある場合は、傾斜路を併設すること。</li> </ul>
---	--

<p>3.2 高齢者等対応設備設置工事【基準Ⅲ・2】</p>	
<p>高齢者等対応設備設置工事</p>	<p>公庫融資住宅の<b>長寿社会対応住宅基準【高齢者等対応設備設置工事】</b>に適合する住宅の仕様はこの項による。</p> <p><b>【政策誘導型リフォーム工事】に適用</b> 次の(1)から(4)のいずれかの工事を行うもの</p> <p>(1) 高齢者等の自立した住宅内の移動を容易にするため、ホームエレベーター又は階段昇降機を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ・ ホームエレベーターの設置 〔機種〕：</li> <li>■ ・ 階段昇降機の設置 〔機種〕：</li> </ul> <p>(2) 寝室と便所、浴室との間の移動を容易にするため、天井にレールを固定した移動用リフトを設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ・ 天井にレールを固定した移動用リフトの設置 〔機種〕：</li> </ul> <p>(3) 高齢者等の自立した生活行動を支援するため、住宅の各部は次の①又は②に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ① 次のすべてに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 炊事室：流し台をいす座又は車椅子による使用に配慮された構造</li> <li>ロ 便所：間口及び奥行きは、それぞれ内法を1.35m以上とし、出入口幅は、内法を75cm以上とし、建具は緊急時の救助に支障のない構造とし、立ち座りのための手すりを設置したものであること。</li> <li>ハ 洗面所：洗面器はいす座又は車椅子による使用に配慮された構造</li> </ul> </li> <li>■ ② 次のすべてに該当する浴室とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 短辺は、内法を<b>1.4m以上</b>とし、その有効面積は、<b>2.5㎡以上</b></li> <li>ロ 床は段差のない構造とし、脱衣室の床と浴室の床との段差は<b>2cm以下</b>（浴室の床にすのこを設置する場合の段差の寸法は、すのこ上面からの寸法とする。）とすること。</li> <li>ハ 出入口の幅は内法を<b>65cm以上</b>とし、建具を引戸、折れ戸又は外開き戸とすること、やむを得ず内開き戸とする場合は、緊急時に外部から取り外せる構造のものとする。</li> <li>ニ 浴槽の縁の高さ（浴室の床にすのこを設置する場合の浴槽の縁の高さは、すのこ上面からの高さとする。）は、<b>30cm以上50cm以下</b>とし、浴槽の出入りのための手すりを設置すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 高齢者等の日常生活の安全性を確保するため、住宅には次の①～③までに定める全ての設備を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 火災警報機の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 全ての居室（高齢者等の寝室、炊事室及び玄関が同一階にある住宅にあつては、当該階の居室に限ることができる。以下同じ）に火災警報機を設置すること。</li> <li>ロ 炊事室に設置する火災警報機は、感知性能が熱式のものとする。</li> </ul> </li> <li>② 住宅用スプリンクラー設備・住宅用自動消火装置の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 全ての居室にスプリンクラーヘッドを設置すること。ただし、炊事室に設置するスプリンクラーヘッドは、レンジ等調理用の加熱機器（以下「加熱機器」という。）の上部以外の部分に設置すること。</li> <li>また、水道直結型の住宅用スプリンクラーの設備を設置する場合で、配水水圧の不足によりスプリンクラーヘッドを設置することができない居室にあつては、当該居室に設置する設備を一般火災用の住宅用自動消火装置に代えることができる。</li> <li>ロ 加熱機器の上部に住宅用自動消火装置（台所火災用又は油火災用のものに限る。）を設置すること。</li> </ul> </li> <li>③ 通報装置の設置 高齢者等の寝室、便所及び浴室から居間に対し非常の際に通報できる通報装置を設置すること。</li> </ul>

3.3 省エネ住宅及びサービス付き高齢者向け住宅【基準Ⅲ・3・(1)】

3.3.1

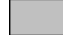

賃貸住宅の  
技術基準

【基準Ⅲ・3・(1)・①】

※ 賃貸住宅(省エネ住宅及びサービス付き高齢者向け住宅)の技術基準

【基準Ⅲ・3・(1)・①・イ】

※ 耐火構造又は準耐火構造

-  ・耐火構造の住宅
-  ・準耐火構造の住宅





3.3.1.1

住宅の構造

【基準Ⅲ・3・(1)・①・ロ】

3.3.1.2

空地の確保

-  ・敷地面積の3%以上の空地（公園、広場、緑地、その他の空地をいう。）
-  敷地面積＝  $\times 0.03 =$  m<sup>2</sup>
-  空地面積＝ m<sup>2</sup>
-  ・ただし書き適用

〈理由： 〉

3.3.1.3

バリアフリー構造

【基準Ⅲ・3・(1)・①・ハ】

※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に基づく国土交通大臣の定める基準（平成13年国土交通省告示第1296号）による。

住宅の専用部分に係る基準

※ 1 住宅の専用部分に係る基準

段 差

※ (1) 段差

イ 日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）の内の床が、段差のない構造（5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

- ① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの
- ② 玄関の上がりかまちの段差
- ③ 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差
- ④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差
  - a 介護用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること
  - b 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積1/2）未満であること
  - c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること
  - d 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の幅を含む。）が1,500mm以上であること
  - e その他の部分の床より高い位置にあること
- ⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差（立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの又は浴室以外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの
- ⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段（奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。）との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。
  - a 180mm（踏み段を設ける場合にあつては、360mm）以下の単純段差としたもの
  - b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの
  - c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあつては、屋外側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの
- ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
  - ① 玄関の出入口の段差
  - ② 玄関の上がりかまちの段差
  - ③ 勝手口等の出入口および上がりかまちの段差
  - ④ バルコニーの出入口の段差
  - ⑤ 浴室の出入口の段差
  - ⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差

通路及び出入口の幅員

階 段

手 す り

- ※ (2) 通路及び出入口の幅員
- イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあつては750mm）以上であること。
  - ロ 日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引きのこしを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が750mm（浴室の出入口にあつては600mm）以上であること。

- ※ (3) 階段
- 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。
- イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。
  - ロ 蹴込みが30mm以下であること。
  - ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分にあつては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものには適用しないものとする。
    - ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
    - ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
    - ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

- ※ (4) 手すり
- イ 手すりが、次の表の（い）項に掲げる空間ごとに（ろ）項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置基準
階 段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあつては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。 ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあつては、この限りでない。
便 所	立ち座りのためのもものがもうけられていること。
浴 室	浴槽出入りのためのもものがもうけられていること。
玄 関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのもものが設置できるようになっていること。
脱衣室	衣服の着脱のためのもものが設置できるようになっていること。

- ロ 転落防止のための手すりが、次の表の（い）項に掲げる空間ごとに、（ろ）項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置基準
バルコニー	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> <li>② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> <li>③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> </ol>
2階以上の窓	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm（3階以上の窓にあつては1,100mm）以上の高さに達するように設けられていること。</li> <li>② 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> <li>③ 窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> </ol>
廊下及び階段 (開放されている側に限る。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面（階段にあつては踏面の先端）から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> <li>② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。</li> </ol>

- ハ 転落防止のための手すり床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

部屋の配置

便所及び  
寝室

住宅の共用部  
分に係る基準

共用廊下

主たる  
共用の  
階段

- ※ (5) 部屋の配置  
日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。
- ※ (6) 便所及び寝室  
イ 日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。
  - ① 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。
  - ② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。

## 2 住宅の共用部分に係る基準

### (1) 共用廊下

住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 共用廊下の床が段差のない構造であること。
- ロ 共用廊下の床に段差が生じる場合にあっては、次の掲げる基準に適合していること。
  - ① 勾配が1/12以下（高低差が生じる場合にあっては1/8以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。
  - ② 段が設けられている場合にあっては、当該段が（2）のイの①から④までに掲げる基準に適合していること。

ハ 手すりが共用廊下（次の（イ）及び（ロ）に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。

- ① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分
  - ② エントランスホールその他手すりにそって通行することが動線を著しく延長させる部分
- ニ 直接外部に開放されている共用廊下（1階に存するものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ① 転落防止のための手すりが腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。
  - ② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

### (2) 主たる共用の階段

次の基準に適合していること。

- イ 次の①から④まで（住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④に掲げる基準に適合していること）。
  - ① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。
  - ② 蹴込みが30mm以下であること。
  - ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最上段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
  - ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。

ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。

- ① 転落防止のための手すりが腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。
  - ② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。
- ハ 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効な幅員が900mm以上であること。

エレベーター

(3) エレベーター

住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段（1階分の移動の限る。）を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが次に掲げる基準に適合していること。

- イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。
- ① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。
- ② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。
- ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。
- ② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。
- ③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が（2）イの①から④までに掲げる基準に適合していること。

3.3.1.4

断熱構造

賃貸住宅（省エネ住宅）の断熱構造

【基準Ⅲ・3・(1)・①・ニ 断熱構造：賃貸住宅（省エネ住宅）】

ニ 断熱構造

（イ）賃貸住宅（省エネ住宅）の断熱構造の基準は、住宅の規模にかかわらず、次のa又はbのいずれかの措置を講じたものにしなければならない。

■ a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）に定める建築物エネルギー消費性能基準を満足していること。（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令・国土交通省令第3号。令和元年11月7日）第1条第1項第2号イ及びロに適合するもの。）

イ 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の冷房期の平均日射熱取得率が6.7以下であること、若しくは住棟単位冷房期平均日射熱取得率が2.8以下であること又は住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準（国土交通省告示第784号。令和元年11月15日）に適合すること。

ロ 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと、又は住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（国土交通省告示第784号。令和元年11月15日）に適合すること。

■ b 冷房期の平均日射熱取得率が、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）の第5の5の5-1（3）のロの①表の（い）項に掲げる等級4の（ろ）項に掲げる基準値（6.7）以下で、壁体等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていること。（仕様基準については、評価基準の本文ただし書きの附則5に掲げる基準に適合していること。）かつ、一次エネルギー消費量について、評価方法基準第5の5の5-2（3）のロに掲げる等級4以上の基準に適合していること。

【基準Ⅲ・3・(1)・①・ニ 断熱構造：賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）】

（ロ）賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）の断熱構造の基準は、次の①から③のいずれかの措置を講じたものにしなければならない。

■ ① 結露の発生を防止する対策に関する基準が、評価方法基準の第5の5の5-1（3）のハの②に掲げる等級3以上の基準に適合していること。

■ なお、建築物省エネ法に基づき、床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上の中規模建築物は省エネ措置の届出義務が課されているため、建築物エネルギー消費性能基準を満たす必要がある。

■ ② 一次エネルギー消費量について、評価方法基準第5の5の5-2（3）のロに掲げる等級4以上の基準に適合していること。

■ ③ 建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準を満足していること。

3.3.1.5

住宅の規格

【基準Ⅲ・3・(1)・①・ホ 賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）の規格】

※ ホ 賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）の規格については、Iの2の（5）にかかわらず、次の（イ）及び（ロ）に定めるところによる。

■ （イ）住宅は、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものでなければならない。

■ （ロ）共用部分に共同して利用するため適切な炊事室又は浴室を備えることにより各戸にこれらを備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、（イ）の規定にかかわらず、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。



賃貸住宅の  
遮音性能

3.3.2 サービス付き高齢者  
向け住宅購入技術基  
準

3.3.2.1 住宅の構造

3.3.2.2 バリアフリー構造

3.3.2.3 住宅の規格

3.3.2.4 断熱構造

3.3.3 賃貸住宅  
改良技術基準

3.3.3.1 住宅の構造

3.3.3.2 空地の確保

3.3.3.3 断熱構造

【基準Ⅲ・3・(1)・②】  
※ 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造で、重量床衝撃音レベルが遮音等級（日本工業規格A1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法—第2部：床衝撃音遮断性能）に規定する床衝撃音遮断性能に関する等級をいう。）Li. fmax. r-65程度の遮音性能を有する構造とする場合にあつては、(1)の規定にかかわらずIの2の(12)の規定に適合しているものとみなすことができる。

【基準Ⅲ・3・(2)】  
※ 賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅購入)の技術基準  
サービス付き高齢者向け住宅購入の技術基準の取扱いは、沖縄公庫融資住宅基準(Iの2の(3)、(5)、(6)の①、(10)及び(14)を除く。)並びに次のイからハマまでに定めるところによる。

※ イ 耐火構造又は準耐火構造  
■ 耐火構造の住宅  
■ 準耐火構造の住宅

※ ロ バリアフリー構造  
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号の国土交通省大臣及び厚生労働大臣の定める基準（平成23年国土交通省・厚生労働省告示第2号。以下「告示第2号」という。）に掲げる基準及び沖縄県高齢者居住安定確保計画に定める「沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準(法定基準への付加)」に適合するものでなければならない。

※ ハ 住宅の規格については、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによる。  
(イ) 住宅は、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものでなければならない。  
(ロ) 共用部分に共同して利用するため適切な炊事室又は浴室を備えることにより各戸にこれらを備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、(イ)の規定にかかわらず、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。

※ ニ 断熱構造  
断熱構造の基準は、(1)の①のニの(ロ)の賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅)の断熱構造の基準を準用する。

【基準Ⅲ・3・(3)】  
※ 賃貸住宅改良技術基準

イ 賃貸住宅改良(省エネ住宅)の技術基準

※ 耐火構造又は準耐火構造  
■ 耐火構造の住宅  
■ 準耐火構造の住宅

※ ■ 敷地の規模の3%以上の空地(空地面積  $m^2 \geq$  敷地面積  $m^2 \times 3\%$ )  
ただし、敷地の立地に応じて、敷地の規模3%未満の空地とすることができる。

※ ■ 断熱構造  
賃貸住宅(省エネ住宅)の断熱構造の基準は、住宅の規模にかかわらず、次のa又はbのうちいずれかの措置を講じたものとしなければならない。

■ a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)に定める建築物エネルギー消費性能基準を満足していること。(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(経済産業省令・国土交通省令第3号。令和元年11月7日)第1条第1項第2号イ及びロに適合するもの。)

■ イ 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。)の冷房期の平均日射熱取得率が6.7以下であること、若しくは住棟単位冷房期平均日射熱取得率が2.8以下であること又は住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示(国土交通省告示第784号。令和元年11月15日)に適合すること。

■ ロ 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと、又は住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準の一部を改正する告示(国土交通省告示第784号。令和元年11月15日)に適合すること。

■ b 冷房期の平均日射熱取得率が、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)の第5の5の5-1(3)のロの①表の(イ)項に掲げる等級4の(ろ)項に掲げる基準値(6.7)以下で、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていること。(仕様基準については、評価基準の本文ただし書きの附則5に掲げる基準に適合していること。)かつ、一次エネルギー消費量について、評価方法基準第5の5の5-2(3)のロに掲げる等級4以上の基準に適合していること。

3.3.3.4	戸建型式等	※ 戸建型式等 <input type="checkbox"/> 耐火構造の住宅内の専用階段は、耐火構造以外の構造とすることができる。 ロ 賃貸住宅改良（サービス付き高齢者向け住宅）の技術基準
3.3.3.5	住宅の構造	※ 耐火構造又は準耐火構造 <input type="checkbox"/> 耐火構造の住宅 <input type="checkbox"/> 準耐火構造の住宅
3.3.3.6	バリアフリー構造	※ ロ バリアフリー構造 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号の国土交通省大臣及び厚生労働大臣の定める基準（平成23年国土交通省・厚生労働省告示第2号。以下「告示第2号」という。）に掲げる基準及び沖縄県高齢者居住安定確保計画に定める「沖縄県サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準（法定基準への付加）」に適合するものでなければならない。
3.3.3.7	住宅の規格	※ ハ 住宅の規格については、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによる。 (イ) 住宅は、居室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものでなければならない。 (ロ) 共用部分に共同して利用するため適切な炊事室又は浴室を備えることにより各戸にこれらを備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、(イ)の規定にかかわらず、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。
3.3.3.8	断熱構造	※ ニ 断熱構造 断熱構造の基準は、賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）の断熱構造の基準を準用する。
3.3.3.9	戸建型式等	※ ホ 戸建型式等 <input type="checkbox"/> 耐火構造の住宅内の専用階段は、耐火構造以外の構造とすることができる。

## 4. 環境共生住宅基準

4.1 省エネルギータイプ【基準IV・1】																											
4.1 省エネルギータイプ	【基準IV・1】 ※ 公庫融資住宅の環境共生住宅基準〔省エネルギータイプ〕に適合する住宅の仕様はこの項による。																										
4.1.1 断熱構造	【基準IV・1】 ※ 住宅は、下記に示すいずれかの断熱性能を有すること。 <input type="checkbox"/> (1)断熱等性能等級4の仕様基準の適用条件（開口部比率等）を満足する場合において、各部位の熱抵抗の値を計算により求め、[表-1]の数値以上とすること。																										
【表-1】熱抵抗の基準値R〔単位：U=㎡・K/W〕																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位住戸の種類</th> <th>部 位</th> <th>断熱材の施工法</th> <th>断熱材の熱抵抗の基準値 (㎡・K/W)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 鉄筋コンクリート造等の単位住戸</td> <td rowspan="2">屋根又は天井</td> <td>内断熱工法</td> <td>0.62</td> </tr> <tr> <td>外断熱工法</td> <td>0.57</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 木造の単位住戸</td> <td>屋 根</td> <td rowspan="2">充填断熱工法</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>天 井</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 枠組壁工法の単位住戸</td> <td>屋 根</td> <td rowspan="2">充填断熱工法</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>天 井</td> <td>0.89</td> </tr> <tr> <td>(4) 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸</td> <td>屋根又は天井</td> <td>外張断熱工法又は内張断熱工法</td> <td>0.78</td> </tr> </tbody> </table>		単位住戸の種類	部 位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (㎡・K/W)	(1) 鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	0.62	外断熱工法	0.57	(2) 木造の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96	天 井	0.78	(3) 枠組壁工法の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96	天 井	0.89	(4) 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸	屋根又は天井	外張断熱工法又は内張断熱工法	0.78
単位住戸の種類	部 位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (㎡・K/W)																								
(1) 鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	0.62																								
		外断熱工法	0.57																								
(2) 木造の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96																								
	天 井		0.78																								
(3) 枠組壁工法の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96																								
	天 井		0.89																								
(4) 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸	屋根又は天井	外張断熱工法又は内張断熱工法	0.78																								
※上記（4）以外の工法による鉄骨造の場合、熱抵抗値基準の適用はなし。																											

- (2) 断熱等性能等級4の仕様基準の適用条件（開口部比率等）を満足する場合において、各部位の熱貫流率（壁、天井などの各部位毎の室内からの熱の逃げやすさ）を計算により求め、[表-2]の数値以下とすること。

**[表 - 2] 熱貫流率の基準値U** [単位：U=W/m<sup>2</sup>・K]

住宅の種類		部 位		熱 貫 流 率
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	1.18
			外断熱工法	1.26
(2)	その他の単位住戸	屋根又は天井		0.99

- (3) 冷房期の平均日射熱取得率を計算により求め、[表-3]の数値以下とすること。

**[表 - 3] 冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$**  [単位：なし]

6.7
-----

- (4) 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギーの数値を上回らない。

- (5) 建築物省エネ法に基づく基準適合建築物として所管行政庁が認定した住宅であること。

#### 4.2 省エネルギー型設備設置工事【基準Ⅳ・2】

<p>省エネルギー型設備設置工事</p>	<p>公庫融資住宅の環境共生住宅基準〔省エネルギー型設備設置工事〕に適合する住宅の仕様はこの項による。</p> <p>【政策誘導型リフォーム工事】に適用：詳細は、「公庫融資住宅基準集」参照。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 省エネルギー住宅（パンプソーラーシステム併設）工事          [ 企業名 ] : _____          [ 名 称 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 省エネルギー型設備設置工事（暖冷房・給湯設備設置型）</p> <p style="padding-left: 20px;">(暖冷房設備)</p> <p style="padding-left: 40px;">[ 企業名 ] : _____          [ システム ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p style="padding-left: 20px;">(ガス給湯器)</p> <p style="padding-left: 40px;">[ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p style="padding-left: 20px;">(石油給湯器)</p> <p style="padding-left: 40px;">[ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p style="padding-left: 20px;">(電気温水器)</p> <p style="padding-left: 40px;">[ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p style="padding-left: 20px;">(太陽熱温水器)</p> <p style="padding-left: 40px;">[ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 省エネルギー型設備設置工事（換気設備設置型）          [ 企業名 ] : _____</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 省エネルギー型設備設置工事（太陽光発電設備設置型）          [ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p><input type="checkbox"/> _____          [ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p> <p><input type="checkbox"/> _____          [ 企業名 ] : _____          [公庫確認番号] : _____</p>
----------------------	--

### 5. 歴史的・文化的町並み等保存継承住宅に係る基準

<p>5.1 歴史的・文化的町並み等保存継承住宅</p>	<p>【基準Ⅶ・1】</p> <p><input type="checkbox"/> ① 首里金城地区(那覇市)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 壺屋地区やちむん通り(那覇市)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 龍潭通り沿線地区(那覇市)</p> <p>担当部局：那覇市都市計画課都市デザイン室 TEL098-951-3246</p>
------------------------------	--

## 6. 超長期親子リレー返済住宅に係る基準

<p>6.1 超長期親子リレー 返済住宅</p>	<p><b>【基準Ⅷ・1】</b> 超長期親子リレー返済の対象となる住宅は、その建て方型式に応じて次に掲げる要件に適合する住宅とする必要があります。</p> <p>■ ① 一戸建て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸当たりの床面積=125㎡超</li> <li>・ 敷地面積=200㎡超</li> <li>・ バリアフリー要件=バリアフリー住宅工事を行うこと</li> <li>・ 耐久性要件=耐火・準耐火・木造（耐久性あり）</li> <li>・ 居住室=4以上の居住室</li> <li>・ 便所=2以上の便所</li> <li>・ 炊事室=2以上の炊事室</li> <li>・ 浴室             <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ① 2以上の浴室</li> <li>■ ② 一定の広さ等を有する1以上の浴室（*3）</li> </ul> </li> </ul> <p>■ ② 連続建て及び重ね建て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸当たりの床面積=125㎡超</li> <li>・ バリアフリー要件=バリアフリー住宅工事を行うこと</li> <li>・ 耐久性要件=耐火・準耐火・木造（耐久性あり）</li> <li>・ 居住室=4以上の居住室</li> <li>・ 便所=2以上の便所</li> <li>・ 炊事室=2以上の炊事室</li> <li>・ 浴室             <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ① 2以上の浴室</li> <li>■ ② 一定の広さ等を有する1以上の浴室（*3）</li> </ul> </li> </ul> <p>■ ③ 共同建て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸当たりの床面積=95㎡超</li> <li>・ バリアフリー要件=バリアフリー住宅工事を行うこと</li> <li>・ 耐久性要件=耐火・準耐火・木造（耐久性あり）</li> <li>・ 居住室=4以上の居住室</li> <li>・ 便所             <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ① 2以上の便所</li> <li>■ ② 一定の広さ等を有する1以上の便所</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">一定の広さ等を有する便所とは、次の(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ (ア) 短辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で<b>1,100mm以上</b>、かつ、長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で<b>1,300mm以上</b>であること。</li> <li>■ (イ) 便器の前方及び側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が<b>500mm以上</b>であること。</li> </ul> </li> <li>・ 炊事室=1以上の炊事室</li> <li>・ 浴室             <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ① 2以上の浴室</li> <li>■ ② 一定の広さ等を有する1以上の浴室</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">一定の広さ等を有する浴室とは、浴室の短辺が内法寸法で<b>1,400mm以上</b>であり、かつ、面積が内法寸法で<b>2.5㎡以上</b>であること。</p> </li> </ul>
----------------------------------	---

附則 この仕様書は、令和2年4月1日以降に沖縄振興開発金融公庫で申込を受け付けたものから適用する。